債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十九年三月二十一日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

平成二十九年三月二十八日

愛媛県松山市井門町一九〇番地の一

愛媛県自動車厚生年金基金

代表清算人　小泉　一郎

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、加須市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

加須市市営住宅管理条例施行規則（平成二十二年加須市規則第百八十四号）別表（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成二十九年四月一日から

平成三十四年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、東松山市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

東松山市市営住宅等条例施行規則（平成十年東松山市規則第九号）別表第一（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成二十九年四月一日から

平成三十四年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、飯能市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

飯能市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成二十一年飯能市規則第八号）別表第一（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成二十九年四月一日から

平成三十四年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、入間市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

入間市市営住宅条例施行規則（平成九年入間市規則第三十二号）別表第一（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成二十九年四月一日から

平成三十四年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦

愛知県の公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　愛知県に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

愛知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

愛知県県営住宅条例（昭和二十八年愛知県条例第十三号）別表第一に掲げる普通県営住宅及びこれらの共同施設

三　一で定める者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四　一で定める者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十九年四月一日から

平成三十四年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十八日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番三〇号

愛知県住宅供給公社

理事長　伊藤　輝明

第24期決算公告　平成29年3月27日

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

株式会社虎ノ門エネルギーサービス

代表取締役社長　松本　智

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	固定資産	256,906
	流動資産	4,348,051
	資産合計	4,604,958
負債及び純資産の部	固定負債	3,509
	(役員退職慰労引当金)	(3,308)
	流動負債	238,256
	(賞与引当金)	(5,205)
	株主資本	4,363,191
	資本金	450,000
	利益剰余金	3,913,191
	その他利益剰余金	3,913,191
	(うち当期純利益)	(425,804)
	負債・純資産合計	4,604,958

第52期決算公告　平成29年3月28日

東京都渋谷区神宮前四丁目8番5号

井筒まい泉株式会社

代表取締役社長　岡本　猛

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,473,314
	固定資産	2,824,974
	資産合計	5,298,288
負債及び純資産の部	流動負債	1,684,366
	固定負債	875,879
	株主資本	2,737,845
	資本金	10,000
	資本剰余金	103,558
	利益剰余金	2,624,287
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,621,787
	(うち当期純利益)	(531,280)
	評価・換算差額等	198
	負債・純資産合計	5,298,288

第30期決算公告　平成28年5月27日

東京都港区赤坂1－11－44

株式会社ＭＩＣメディカル

代表取締役社長　三橋　正伸

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,831,845
	固定資産	29,026
	資産合計	3,860,871
負債及び純資産の部	流動負債	927,547
	(うち賞与引当金)	(184,283)
	株主資本	2,933,323
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,041,446
	資本準備金	378,246
	その他資本剰余金	663,200
	利益剰余金	1,841,877
	その他利益剰余金	1,841,877
	(うち当期純利益)	(736,600)
	負債・純資産合計	3,860,871